

2022 年 8 月改訂（第 2 版 新記載要領に基づく改訂）
2022 年 7 月作成（第 1 版 新記載要領に基づく作成）

届出番号:13B1X10089001135

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材 70903000

シリコンポイント

【形状・構造及び原理等】

〔概要〕 ラバー基材で結合された歯科用研磨材。

作業部材質― 結合材:ラバー、砥粒:炭化ケイ素

シャンク部材質―ステンレススチール

〔形状・構造等〕

種類：茶色（中仕上用）4 種

1 3 HP、1 3 SHP、1 3 SCA

2 8 HP、2 8 CA

緑色（仕上用） 3 種

1 3 HP、2 8 HP、2 8 CA

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者：株式会社マイクロテック

〒111-0036 東京都台東区松が谷 1-8-9

Tel：03-5827-1380 Fax：03-5827-1381

製造業者：

SHANGHAI TOBOOM DENTAL TECHNOLOGY CO.,LTD (China)

〔原理〕

本品を歯科用電気駆動装置に装着し回転させて使用する。

【使用目的又は効果】

歯科用充填材料、補綴物等の研磨に用いる。

【使用方法】

- 1） 歯科用電気駆動装置にシャンクを確実に挿入する。
- 2） 試運転して回転に振れ等がなければ、補綴物等を研削する。

【使用上の注意】

1. 許容回転数を厳守する事。
限度を超えて使用した場合、破損や怪我の原因となる
ので注意すること。

【許容回転数】

20,000rpm

2. 使用中は保護マスク及び保護眼鏡を着用する事。
また、吸塵器を併用する事。
3. 機能水の使用禁止
超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させる事があるので使用しない事。
4. 口腔内使用の際は、オートクレーブにより滅菌する。
（121℃／20分以内 乾燥工程は避ける）

【保管方法及び有効期間等】

常温保管

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後は破損、ヒビ、先端及び柄部の傷、大きな腐食等がないか確認すること。

これらがある場合は、使用を中止すること。